

青森県報

第二千二百六十四号

平成十五年
十二月十二日
(金曜日)

目次

告 示

- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……一
- 基本測量の終了……………(監理課) ……二
- 宅地建物取引業法による聴聞……………(建築住宅課) ……二
- 右 同……………(同) ……二

公 告

- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課) ……三
- 都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……三
- 宅地建物取引業者の事務所所在地の不明……………(建築住宅課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(八戸県土整備事務所) ……四
- 公安委員会……………(八戸県土整備事務所) ……四
- 型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……四

告

示

青森県告示第七百八十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

平成十五年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤務する病院等		診療科目	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地		
陰山 俊之	医療法人湘洋会 ナンブクリニツク	三戸郡南部町大字 沖田面字千刈四七 の一	眼科 (視覚障害)	平成 一五・三・一
高橋 大介	五所川原市立 西北中央病院	五所川原市字布屋 町四一	"	"
金田 裕治	金田内科耳鼻 科医院	八戸市大字本鍛冶 町一	耳鼻咽喉科 (聴覚・平衡機 能障害・音声・ 言語機能障害)	"
上田 薫	青森労災病院	八戸市大字白銀町 字南ヶ丘一	リハビリテーショ ン科 (平衡機能障害、 音声・言語機能 障害、肢体不自 由)	"
辻内 裕子	弘前大学医学 部附属病院	弘前市大字本町五 三	耳鼻咽喉科 (聴覚・平衡機 能障害・音声・ 言語機能障害)	"
鈴木 健策	鈴木耳鼻咽喉 科医院	五所川原市字弥生 町二一	"	"
細川 賀乃子	弘前大学医学 部附属病院	弘前市大字本町五 三	リハビリテーショ ン科 (聴覚・平衡機 能障害、音声・ 言語機能障害)	"
和田 誠之	国立療養所青 森病院	南津軽郡浪岡町大 字女鹿沢字平野一 五五	整形外科 (肢体不自由)	"
小出 信雄	"	"	小児科 (肢体不自由、 呼吸器機能障害)	"
高田 博仁	"	"	神経内科 (肢体不自由)	"

三浦 和知	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	整形外科 (肢体不自由)	"
伊藤 浩司	八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	"	"
竹内 和成	青森県立さわらび園	弘前市大字中別所字平山一六八	"	"
貞弘 光章	青森県立中央病院	青森市東造道二丁目の一	心臓血管外科 (心臓機能障害)	"
小田桐 聡	ヒロサキメディカルセンター	弘前市大字大町二丁目二の九	外科 (心臓機能障害)	"
工藤 誠治	医療法人白生会胃腸病院	五所川原市字中平井町一四二の一	泌尿器科 (じん臓機能障害)	"
田沢 宏嗣	たさわクリニッ	東津軽郡平内町大字小湊字下槻一七の二	"	"
長谷川 幸裕	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	第二内科 (呼吸器機能障害)	"

青森県告示第七百八十五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十五年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量(一等磁気測量)
- 二 作業期間
平成十五年五月十九日から同年六月二十七日まで
- 三 作業地域
上北郡横浜町

青森県告示第七百八十六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により公示する。

平成十五年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

処分を受けようとする者 八戸市城下一丁目一の六 愛ランド開発有限公司	聴聞期日 平成十五年十二月十九日 午前十時	聴聞場所 青森市長島一丁目の一 青森県庁南棟八階A会議室
--	-----------------------------	------------------------------------

青森県告示第七百八十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により公示する。

平成十五年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

処分を受けようとする者 八戸市大字沢里字二ツ屋 一の二二二 藤原清見	聴聞期日 平成十五年十二月十九日 午前十一時	聴聞場所 青森市長島一丁目の一 青森県庁南棟八階A会議室
---	------------------------------	------------------------------------

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十五年十二月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人国際コミュニケーションセンター
- 三 代表者の氏名
浦田 勇
- 四 主たる事務所の所在地
上北郡東北町字夫雑原二六二の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、青森県民と国内外の身障者、障害者、高齢者と心に障害等を持つ人達を中心に、その生活と資質の向上を目指すため、パソコン3R運動とその拠点となるパソコン3R作業所を建設し、廃棄パソコンの回収と適切な処理を行うこと、幅広い環境問題への取り組みと、高齢者、障害者、身障者とその家族が抱える諸問題の解決に向けての活動と彼らの手助けとなる盲導犬や介助犬の育成、また、その健康管理、自閉症や精神的ストレスの低減に役立つアニマルセラピーを行う心身リフレッシュ施設の運営事業を行うことにより、幅広く公益に貢献することを目的とする。

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十

七条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 都市計画の種類
青森都市計画道路に関する都市計画（三・二・二号内環状線）
 - 二 都市計画の変更に係る土地の区域
 - 1 除かれる土地の区域
青森市大字石江字岡部、字江渡の各一部
 - 2 追加される土地の区域
青森市大字石江字岡部、字江渡の各一部
 - 三 縦覧場所
青森県国土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課
 - 四 縦覧期間
平成十五年十二月十三日から同月二十六日まで
 - 五 縦覧時間
午前八時三十分から午後四時三十分まで
- 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明
- 左記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。
- なお、公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成十五年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 九曜産業株式会社
- 二 代表者の氏名 今泉博視

三 免許証番号 青森県知事(一〇)第九八一号

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社トキメス
- 二 代表者の氏名 大久保 和幸
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市長者二丁目五の二九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一三)第三〇〇〇三二一号
- 五 取消年月日 平成十五年十二月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十五年十二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第七十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月十二日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRデカインカNK3	株式会社銀座
"	CRモーレッツ一家K	株式会社メイシー販売
"	CR力也HR	マルホン工業株式会社
"	CR力也CT	"
"	CR大江戸百景VS2	株式会社ソフィア
"	CR・木枯し紋次郎EJ	株式会社平和
"	HC Rチャールズ・チャップリン	奥村遊機株式会社
"	CRチャールズ・チャップリンTS	"
"	CRチャールズ・チャップリンES	"
"	CRおめでとございまいすM	株式会社ニユーギン
"	CR大工の源さんM2	株式会社三洋物産
回胴式遊技機	ダンスナイト	アイジーティージャパン株式会社
"	バトルバニックV2	株式会社大一商会
"	ゲキウマ	"
"	ダイナマイトバトル2	"

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭